

荒川区タレントマネジメントシステム導入及び運用保守業務委託 提案評価方式募集要項

1 目的

本募集要項は、荒川区タレントマネジメントシステムの導入及び運用保守業務の受託者を、価格のみによらず技術力や実績等の様々な観点から選定を行う提案評価方式(以下、「プロポーザル」という。)により決定するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業実施の背景

現行の人事考課・研修システム(AHRMS)においては、平成22年度に稼働し、令和7年度末をもって運用保守契約の履行期間が満了となる。近年、特別区を取り巻く人事行政は、職員の定年引き上げや会計年度任用職員の勤勉手当支給等の制度改正、加えて、人材の流動化や採用難が進み、適正な職員配置や効果的な人材育成等、より適切なマネジメントが求められている。

これに対応すべく、職員の基本情報や能力・スキルをデータ化し分析することで、個性や才能を発掘し、戦略的な人材配置に繋げる「タレントマネジメントシステム」を導入し、効果的な職員配置や離職防止、人材育成に活用する。

事業者選定に当たっては、価格や操作性・画面の分かりやすさだけでなく、他自治体での実績や働き方改革に資する更なる提案等、総合的に事業者を選定する必要があるため、プロポーザルを採用する。

3 委託概要

(1)件名

荒川区タレントマネジメントシステム導入及び運用保守業務委託

(2)業務内容

本件で予定している業務内容は、最新のパッケージソフトによる荒川区タレントマネジメントシステムの導入及び履行期間内の運用保守(詳細は「荒川区タレントマネジメントシステム導入及び運用保守業務委託に係る仕様書」参照)とする。

(3)履行期間

ア 導入 契約締結日(令和7年10月を予定)から令和8年3月31日まで

イ 運用保守 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(4)提案限度額

ア 導入 17,354,334円(税込)

イ 運用保守 12,024,100円(税込)

※限度額超過の提案は無効とする。

※運用保守に係る限度額は、1年あたりの運用保守費用を表示している。

※導入経費は、業務完了後一括払い、運用保守経費は、60回の分割払いを想定。

4 事業者の選定

提出書類及びプレゼンテーションの内容等を審査し、本事業に最も適していると認められる事業者を受託候補者として選定する。

5 応募要件

本件プロポーザルの参加要件として、応募時点で次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 国、地方公共団体又は民間企業等において、タレントマネジメントシステム(職員の人材情報をデータベース化し、人材育成、能力開発及び人事配置への活用並びに人事異動及び人事評価業務の効率化が可能となるクラウド型のシステム)の導入実績を有していること。なお、コンソーシアムとして参加する場合、構成企業のうち1社が、当該導入実績に係る要件を満たしていれば、この限りではない。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(注1)の規定に該当しないこと。
- (3) 荒川区契約事務規則第7条の2に規定する資格審査サービスに登録されていること。
- (4) 荒川区入札等参加停止措置要綱に定める規定に基づく入札等参加停止措置及び荒川区契約における暴力団等排除措置要綱に定める規定に基づく入札参加除外措置の期間中でないこと。
- (5) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)や民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により、更生又は再生手続を行った場合等、客観的に経営不振の状態に陥っていることが明らかである状態)に陥っていないこと。
- (6) 本プロポーザルへの参加を希望する事業者の関係会社でないこと。
※関係会社とは、東京電子自治体共同運営電子調達サービス「物品買入れ等競争参加資格申請の手引き」に記載のある定義による。
- (7) 宗教活動や政治活動を目的とする法人でないこと。
- (8) 暴力団又はその他暴力的集団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等ではないこと。
- (9) プライバシーマークを取得していること。又は、ISO27001(ISMS)及びISO27017の認証を取得していること。

(注1)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その

者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

6 選定スケジュール

	事 項	年 月 日
1	公募開始、区ホームページにて募集要項等公表	令和7年 7月 1日 (火)
2	参加申込書受付期限	令和7年 7月 11日 (金)
3	質問受付期限	令和7年 7月 17日 (木)
4	質問回答期限	令和7年 7月 22日 (火)
5	提案書等提出期限	令和7年 7月 31日 (木)
6	第1次審査(書類審査) 第1次審査(提案書審査)	令和7年 8月 18日 (月)
7	2次審査(プレゼンテーション審査)	令和7年 8月 29日 (金)
8	最終審査結果通知	令和7年 9月下旬
9	契約締結・委託開始	令和7年10月上旬

7 申込方法

(1)提出書類

本件プロポーザルに参加を希望する者は、以下のアからエの書類を提出すること。

次のア及びウについては、区が指定する様式をホームページよりダウンロードすること。

ア 参加申込書(様式第2号)

※会社概要パンフレット等がある場合、あわせて1部提出すること。

イ 前記5応募要件(1)に関わる契約書の写し、その他受託実績を証明する書類

ウ 前記5応募要件(1)コンソーシアム協定書(様式第8号) ※コンソーシアムとして参加する場合に限る。

エ 前記5応募要件(9)プライバシーマーク又はISMSの認定証の写し

(2)提出方法

本要項15に記載の電子メールアドレスあて、提出すること。

※電子メール受付後、受付日の翌日から起算し2日以内に送信元に確認メールを送付する(土日、祝日を除く)。確認メールが届かなかった場合は、本要項15に記載の担当課に電話で確認すること。

(3)申込期限

令和7年7月11日(金)午後5時まで(必着)

(4)申込の取下げ

参加申込後に辞退する場合は、「辞退届(様式第3号)」を提出すること。

8 質問回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、次により行う。

(1)受付期間

令和7年7月1日(火)から令和7年7月17日(木)午後5時まで

(2)方法

電子メールにより行う。件名は「プロポーザル質問(事業者名)」とし、質問書(様式第4号)に必要な事項と質問内容を記入の上、添付すること。

提出にあたっては、本要項15に記載の電子メールアドレスあて、提出すること。

※電子メール受付後、送信元に確認メールを送付する。

(3)回答

参加申込書を提出した全事業者に対し、原則として令和7年7月22日(火)までに電子メールにて回答を送付する。

※令和7年7月23日(水)以降、回答メールが届かなかった場合は、本要項15に掲げる担当課に電話で確認すること。

9 提案書等の提出

(1)内容

別途定める「提案書等作成要領」に基づき、以下のアからカの書類を提出すること。

なお、審査の都合上、事業者を推定できるような文言等を記載しないこと。

ア 機能要求書(様式第1号)

イ 提案書(様式第5号)

ウ 実績調査書(様式第6号)

※実績を証明する書類(契約書の写し等)を添付すること

エ 見積書(様式第7号)

オ システム全体構成図(書式自由)

カ スケジュール表(書式自由)

(2)提出方法

本要項15に記載の電子メールアドレスあて、提出すること。

※電子メール受付後、受付日の翌日から起算し2日以内に送信元に確認メールを送付する(土日、祝日を除く)。確認メールが届かなかった場合は、本要項15に記載の担当課に電話で確認すること。

(3)提出期限

令和7年7月31日(木)午後5時まで(必着)

10 審査の実施

(1)審査

審査は、荒川区タレントマネジメントシステム導入及び運用保守業務委託業者選定に係る評価委員会(以下「評価委員会」という。)において実施する。

ア 第1次審査

- ・提案書の審査
- ・上限価格の審査
- ・見積書の評価

※第1次審査通過事業者は、成績上位3社までとする。

イ 第2次審査(プレゼンテーション審査)

- ・プレゼンテーションの評価

※プレゼンテーション審査はプロジェクターを使用し、システム上の画面を表示しながらの説明を必須とする。

※プレゼンテーション審査の詳細については、別途通知する。

(2)評価基準

評価委員会において評価基準を定める。

11 結果等の通知及び公表

(1)提案書提出後、要件等の条件を満たさない事業者には失格の通知を、条件を満たした事業者には第2次審査(プレゼンテーション審査)の会場等について通知する。(通知は、令和7年8月中旬を予定)。

(2)最終審査結果は、第2次審査に参加した全事業者に対して、令和7年9月下旬に、書面により通知するとともに、区ホームページへの掲載により公表する。

12 失格要件

次の要件に該当する場合は失格とし、提案書に係る評価は一切実施しない。

- (1)応募要件を満たさなくなった場合又は満たしていないことが判明した場合
- (2)本プロポーザルの公正な執行を妨げた場合
- (3)虚偽の提案(参加申込を含む。)をした場合
- (4)公正な価格の成立を害し、又は不正な利益を得るために連合した場合
- (5)提出日、提出場所又は提出方法が募集要項と合致しない場合

13 契約の締結

- (1)審査の結果、最も高い評価を得た参加事業者を優先交渉権者とし、区は契約締結交渉を行う。
- (2)区と優先交渉権者との契約締結交渉が不調となった場合又は「12 失格要件」に定める事由により優先交渉権者が失格となった場合は、次順位の事業者と契約締結交渉を行う。

14 その他

- (1)提出期限後における提出書類の差替え及び再提出は、原則として認めない。
- (2)本プロポーザルの参加に関して必要となる費用は参加者の負担とする。
- (3)提出された提案書等は、電子媒体を含め返却は行わない。
- (4)提案書等の著作権は、各参加事業者に帰属する。
- (5)提出された提案書等に関する書類は公表しない。ただし、法令等に基づき区が開示義務を負う場合においてはこの限りではない。
- (6)本業務の履行を第三者に委託することは認めない。ただし、業務の性質上やむを得ず再委託する必要がある場合であって、あらかじめ区に協議の上、区の承諾を得られたときはこの限りでない。

15 担当課(提出及び問合せ先)

荒川区管理部職員課人事係

〒116-8501 荒川区荒川二丁目2番3号

電話：03-3802-3397 FAX：03-3802-3122

電子メールアドレス：shokuinka@city.arakawa.lg.jp

担当：和田、渡辺